

《介護保険利用の場合》

○1 単位：10.7 円（福岡市 5 級地）（R3.4.1）

○1 単位：10.0 円（鳥栖市 その他）（R3.4.1）

ご利用者負担額は介護報酬額の 1 割、2 割または 3 割の料金です。

サービス提供区分		単位数	
訪問看護費	20 分未満	313	
	20 分以上 30 分未満	470	
	30 分以上 60 分未満	821	
	60 分以上 1 時間 30 分未満	1,125	
	理学療法士	1 回 20 分	293
	作業療法士等	1 回 20 分×2 回	586
	言語療法士	一日 3 回以上の場合 90/100	791

* 早朝（午前 6 時～午前 8 時）夜間（午後 6 時～午後 10 時）は 25% 増。

深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50% 増。

ただし緊急訪問の場合は特別管理加算対象者に 2 回目以降加算されます。

《介護予防利用の場合》

ご利用者負担額は介護報酬額の 1 割、2 割または 3 割の料金です。

サービス提供区分		単位数	
訪問看護費	20 分未満	302	
	20 分以上 30 分未満	450	
	30 分以上 60 分未満	792	
	60 分以上 1 時間 30 分未満	1,087	
	理学療法士	1 回 20 分	283
	作業療法士	1 回 20 分×2 回	566
	言語療法士	一日 3 回以上の場合 50/100	426

* 早朝（午前 6 時～午前 8 時）夜間（午後 6 時～午後 10 時）は 25% 増。

深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50% 増。

ただし緊急訪問の場合は特別管理加算対象者に 2 回目以降加算されます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、介護報酬額の1割、2割または3割の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者またはその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急訪問を行った場合（1月につき）	574
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500
特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	250
ターミナルケア加算	在宅で死亡された利用者に対し、ご利用者またはその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（死亡月に1回）	2000
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	201
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	317
退院時共同指導加算	退院または退所につき1回	800
初回加算	新規の利用者へサービスを提供した場合	300
サービス提供体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（勤続7年以上の割合が30%）	6

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者に行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者 	上記基本部分の90%